

# 「九条俳句」掲載を求める1万人署名

あたりまえの声。「小さな一句」の尊厳のために。

さいたま市の「九条俳句」の原状回復＝『公民館だより』への掲載を求めます。

2014年6月、これまでさいたま市三橋公民館だよりに選句が3年8か月間掲載されていたのに突如、「梅雨空に『九条守れ』の 女性デモ」の一句の内容に問題ありと公民館から掲載を拒否されました。

この問題は思想信条・表現の自由に関わる大切な問題で、初期の段階で地域的な解決を求めましたが、話し合いはまとまらず、裁判となりました。さいたま地裁は2017年10月、東京高裁は2018年5月、いずれも市側に〔違法、不公正な取扱い、故意過失、原告作者への人格的利益を侵害した〕と国家損害賠償を命じました。しかし、さいたま市は上告、私たちも明確な憲法判断をと上告しました。

現在上告中ですが原状回復、公民館だよりへの掲載や市側の違法状態の作者への謝罪、話し合い当事者解決の道はあると考えます。

私たちは、早期に「九条俳句」を公民館だよりへ掲載し、原状回復することを求めます。



さいたま市長 清水 勇人 様  
さいたま市教育長 細田真由美 様

私も「九条俳句」原状回復に賛同署名します

氏名	住所

—署名集約 第1次 2018年11月10日—

## 【呼びかけ】

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会（通称・「九条俳句」市民応援団）

賛同団体取扱い

## 【署名用紙送り先】

「九条俳句」市民応援団代表 武内 暁

〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 689-1-203

ケータイ：090-2173-2591 メール：satoru.takeuchi9@gmail.com FAX：048-643-1889（坂木）

※なるべく郵便か、団体とりまとめをお願いいたします